

賢い消費者になりましょう！

消費生活相談

皆さん、はじめまして！

役場消費生活相談員の磯田です。

今月号からこのコーナーでさまざまな消費トラブルに関する情報などをお知らせします。



<消費生活相談窓口>

●役場消費生活相談窓口（役場町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

●たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守！！

◇消費生活相談窓口って？

訪問販売契約などは手口が巧妙化・多様化し、悪質な商法は後を絶ちません。そのようなトラブルを持つ人が悩みを相談し、解決方法を相談員と一緒に考えるところです。

◇どんな相談ができるの？

例えば…

- ・訪問販売で布団を購入したけど高額なので返品したい。
- ・携帯電話やパソコン画面を見ていたら知らないうちに入会登録となり、請求画面が出てきた。
- ・上場すれば価格が6倍になる株がある。買うなら今と勧められて購入したが業者と連絡が取れない。
- ・借金が重なり生活が苦しい。

甘い言葉やもうけ話には乗らないこと、その場で一人で判断せず家族や周りの人に相談しましょう。

◇富士が…

経営難になった富士が、営業を継続しながら立て直す「会社更生手続き」を開始しました。

法律で定められた金額よりも余分に支払った利息（過払い金）は本人の届け出により返還される場合があります。過払い金がある人は来年2月末までに届け出をしなければ1円も戻ってきません。

必ず債権者としての届け出をしましょう！

詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。

借金問題は必ず解決します。
あきらめないで相談してください！